



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。



最近の相談事例

ケース1

在宅で相談にのるだけで報酬がもらえる？

相談にのるだけで報酬がもらえるサイトで、メッセージのやりとりをしていたけれど…



報酬を受け取るためには保証会社へ入会を！7万5千円の入会費がかかります！



払っちゃダメ！

サイト登録は無料でも、登録後にサービスの利用料金等として高額なお金を請求するサイトがあるよ！安易に登録しないで、顔の見えない相手とのやりとりは十分に注意してね！

ケース2

格安スマホのハズなのに、高い…！？

通話料が高い！！通話時は専用のアプリを使わなきゃいけないの？知らなかった…



使い方が分からないけど問合せはメールのみか…直接聞ける会社にすればよかったな…やっぱり解約したい…



要確認！

格安スマホに変える時は、利用方法やサポート内容など、今までの携帯電話会社との違いを確認しよう！通話方法や自分の端末の利用の可否、端末手配に要する期間なども確認しておくといいよ！



困ったときは「188 (局番なし)」に電話！

「悪質商法等による被害にあった」、
「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの
消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188 (局番なし)」は、
お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を
案内してくれます。

通話料金がかかります。相談は無料です。

一人で悩まず
ご相談ください！



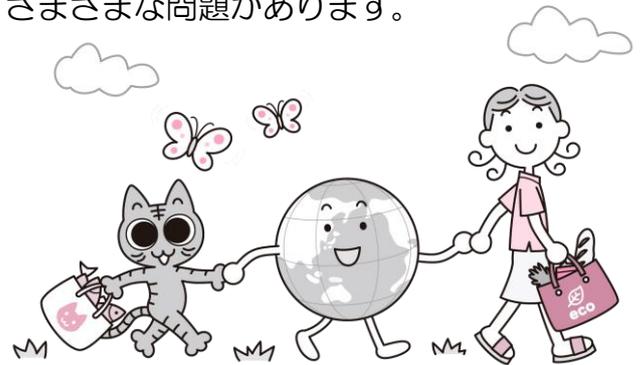


あなたの行動が、未来をつくる！

5年後、10年後、あなたは、どんな未来で暮らしたいですか？
 世界では、貧困、人権問題、気候変動など、さまざまな問題があります。
 これらは主として、先進国での大量生産、大量消費に端を発する問題です。

こうした社会問題を解決し、今も未来も、人も地球も幸せに暮らせるよう、私たちにできることは何だと思えますか？

一人一人が、未来について考えることが、とても大切です。



エシカル消費は「思いやり」！



「人と社会、地球環境、地域のことを考えて作られた製品やサービスを選んで消費する」ことを「エシカル消費」と言います。

あなたや私の少しの「思いやり」が積み重なって、どんどん大きな力になっていきます。

実はあなたもやっている？エシカル消費！

普段意識をしていない人でも、実はエシカル消費につながっていることもあります。自分の行動を意識して見てみましょう。

エシカル消費の一例

- 買い物でマイバッグを使う
- 必要な食品を必要なときに必要な量だけ買う
- 食べ残しを減らす
- マイボトルを持ち歩く
- 地元の野菜を買う（地産地消）
- 物を大切に使う
- オーガニック製品を買う
- フェアトレードの商品を買う
- エコカーに乗る
- LED電球を使う
- リサイクル素材の商品や省エネ製品などを買う
- 古着を買う



などなど…
ほかにたくさんあります！





知っていますか？食品の期限表示

加工食品には賞味期限又は消費期限のどちらかの期限が表示されています。
(注：期限表示の省略が可能な品目もあります。)

しょうみきげん 賞味期限

**おいしく食べることができる期限
(この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。)**

※ 定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。

ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることもあります。



・・・どんな食品？・・・

スナック菓子、カップめん、缶詰など
【品質の劣化が比較的遅いもの】

しょうひきげん 消費期限

期限を過ぎたら食べない方がよい期限

※ 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くことになるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいいます。



・・・どんな食品？・・・

弁当、サンドイッチ、惣菜など
【早く悪くなるもの】

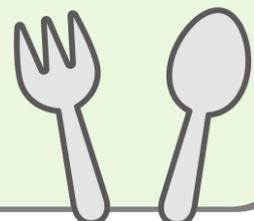
- 賞味期限は、3ヶ月を超えるものは年月で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示されます。(消費期限は年月日で表示)
- 賞味期限が過ぎてしまっても、すぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうか判断することも大切です。見た目、臭い、味をチェックし総合的に判断しましょう。
- 一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。

Check!!



**賞味期限の切れた食品がすぐに食べられなくなる訳ではありません。
期限表示の意味を正しく理解して、食品の無駄を減らしましょう!!**

※ 食品関連事業者も過剰在庫や返品等により発生する食品ロスの削減に向けて動き出しています。
(製品・包装の改良、フードバンク、フードドライブなど)





募集中!!

「食と放射能に関する説明会」開催団体・グループ募集!

Q 何ができるの?

食と放射能に関する「素朴な疑問」や「再確認したいこと」などを、専門家から直接聞くことができます!

Q 誰が申し込めるの?

学校の放射線教育、子育てサークル、学童保育、町内会、職場研修など、少人数でも開催します!

Q どんなことをするの?

- 大学教授や専門家による講演
- 放射能・放射線測定器を使った実習
- 機器メーカー技術者による食品の放射能分析装置の測定実演
- 消費者庁職員による食品中の放射性物質の基準の評価と管理の説明
- 県内農家や流通業者による取組の説明 など

開催費用
無料!



事務局：一般社団法人福島県環境測定・放射能計測協会
お問い合わせは 024-572-6401 まで!



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階)
※受付時間 火曜～木曜 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～



福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー (FP) による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295

相談窓口



福島県 生活環境部消費生活課 024-521-7736 (令和2年8月発行)